

# 從重視文章脈絡的觀點來探討非限定連體節的用法

王世和

東吳大學日本語文學系教授

## 摘要

根據統語論的研究觀點，連體節依機能可分類為「限定的連體節」與「非限定的連體節」，相關研究眾多。其中，「非限定的連體節」的機能被解釋為「附加情報」，而益岡(1995)著眼連體節與主節的關係，進一步釐清何謂「附加情報」，同時也分析連體節與被修飾名詞的關係，提倡連體節擁有「主題—解說」的性格。

本稿以益岡(1995)的研究成果為出發點，導入重視文章脈絡的研究觀點，探討「非限定的連體節」的定義及認定方法、限定轉變為非限定的理由、使用原因，以及文章中的積極作用，並對日語教育提出建言。調查結果，得到主要結論如下：

- a. 關於連體詞的限定、非限定，過往研究有廣義及狹義的定義。
- b. 被修飾名詞為普通名詞時，因為前面文章內容或是語用論的推論，限定機能可轉為非限定機能。
- c. 使用非限定連體形的理由有「構文上的限制」及「避免文章的冗長」。
- d. 非限定連體形有「承襲先行文章話題」及「順利導入後續內容」的積極作用。

關鍵字：非限定、附加情報、主題、解說、文章脈絡

受理日期：2019年3月10日

通過日期：2019年5月3日

# **A Study of the Usage of Non-Restrictive Noun-Modifying Clauses from the Perspective of Context**

Wang, Shih-Ho

Professor, Soochow University, Taiwan

## **Abstract**

Noun-modifying clauses can be categorized into “restrictive” and “non-restrictive” clauses according to their functions. Based on the research findings of Masuoka (1995), this study introduced the research perspective of context, to explore the definition of non-restrictive clauses, how to identify them, reasons to transform non-restrictive clauses into restrictive ones, reasons to use non-restrictive clauses, and positive effects of using them in articles. This study also proposed some suggestions in relation to Japanese education. The conclusions from the research results are summarized below:

- a. In the previous studies, there are general and special definitions of restrictive and non-restrictive noun-modifying clauses.
- b. When the noun being modified is a common noun, because of the previous context or the inference based on the syntax, the restrictive function can be transformed into the non-restrictive function.
- c. The reasons to use non-restrictive noun-modifying clauses include “syntax limitations” and “avoiding long articles”.
- d. The positive effects of using non-restrictive noun-modifying clauses include “following the theme from the previous context” and “smoothly introducing the follow-up content”.

Key-words: Non-restrictive, additional information, theme, illustrate, context

# 文脈重視の観点から見る非限定的連体節の用法

王世和

東呉大学日本語文学系教授

## 要旨

統語論の研究観点によると、連体節には限定的・非限定的という機能的分類がある。その中で、非限定的連体節は「付加情報」と言われている。益岡(1995)は更に連体節と主節の関係に注目し、「付加情報」の実態を明らかにすると同時に、連体節と被修飾名詞の間に「主題—解説」の関係があると指摘している。

本稿では益岡(1995)を踏まえ、文脈重視の視点を導入し、非限定的連体節の定義と判定方法、限定から非限定への移行、非限定の構文の理由、前後文脈との関係、日本語教育への提言について分析・考察を行った。主な結論は以下となる。

- a. 非限定・限定とは何かについては、先行研究では広義と狭義の捉え方がある。
- b. 被修飾名詞が普通名詞の場合、言語的文脈や語用論的推論によって、非限定的になることもある。
- c. 非限定的連体節が使われる理由には、「構文的制約」と、「冗長性の回避」の二つがある。
- d. 連体節の内容は、「先行文脈からの話題継承」と、「後続文脈の内容への導入」の二つの働きがある。

キーワード：非限定、付加情報、主題、解説、文脈

# 文脈重視の観点から見る非限定的連体節の用法

王世和

東呉大学日本語文学系教授

## 1. はじめに

日本語の連体節については、「内の関係」「外の関係」という構造的分類と、限定・非限定<sup>1</sup>という機能的分類があり、多くの研究成果が積み重ねられてきている。その中で、非限定的連体節は「情報付加」(金水 1986:607)、「有題的述定」(益岡 1995:147)、「構文的冗長性の回避」(山田 2004:2)の機能や性格があると指摘されている。

本稿は、こうした概念を踏まえ、文脈重視という観点から、非限定的連体節の文章における用法を考察することで、日本語教育現場に提言するを目的とする。具体的には、限定・非限定に注目した原因、学問背景と本稿の立場、二つの捉え方、限定・非限定の判定方法、限定から非限定への移行、非限定の構文の理由、前後文脈との関係、日本語教育への提言、の観点から論じる。なお、新聞の代表格の社説を研究対象とする。

## 2. 「限定・非限定」に注目した原因

2 節ではまず限定・非限定連体節とは何か。なぜこの機能の違いに注目したのかについて述べる。新聞の社説からの二例を挙げる<sup>2</sup>。

- (1) 文化審議会文化政策部会は今年 2 月、「地域文化で日本を元気にしよう！」と題した報告書をまとめた。「住民こそが主

---

<sup>1</sup> 限定・非限定については二つの捉え方がある。詳しくは 3 節で述べる。また、用語については、「制限的名詞修飾」「非制限的名詞修飾」という用語もあるが、本稿では、「限定的連体節」「非限定的連体節」の用語で統一する。

<sup>2</sup> 今回考察対象とするのは、朝日、毎日、読売新聞の 2005 年 11 月の、計 179 篇の社説である。括弧内のローマ字と数字は、新聞社と日にちの意味で、例えば、例(1)の(Y03)と例(18)(19)の(A02)(M05)はそれぞれ読売新聞 2005 年 11 月 3 日、朝日新聞 2005 年 11 月 2 日、毎日新聞の 2005 年 11 月 5 日の社説を表す。尚、下線は筆者によるものである。

役」とした上で、国、自治体、住民、文化芸術団体、企業、大学等の連携をうたっている。官民の枠を超えて知恵を絞りたい。(Y03)

- (2) 普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場したインターネット検索のグーグル社は、創業者などが議決権が 10 倍で非上場の複数議決権株式を保有し、敵対的買収に鉄壁の防衛策を構築している。(Y24)

例(1)(2)の下線の部分は、点線の連体節と直線の被修飾名詞からなる。(1)の「報告書」は、「「地域文化で日本を元気にしよう！」と題した」を付けることにより、その指示する対象が限定されてくる。一方、(2)の「インターネット検索のグーグル社」は、「普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場した」の有無により、その指示対象が影響されることはない。両者には、修飾節を付けることにより被修飾名詞の意味が限定されてくるかどうかという違いがある。それにより、従来の研究では、(1)は限定的連体節、(2)は非限定的連体節の概念で区別されている。この両者の違いを記号で示すと、前者は「○→○」で、後者は「◎→○」となる。

このように、連体節には限定・非限定という機能的分類があるとされているが、では、この現象は語学研究と日本語教育においてどのような意味を持つのか。

構文的観点からは、被修飾名詞は連体節の主題にすることが可能で、例(2)の場合、「インターネット検索のグーグル社は普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場した」にして理解することができる、という特徴が指摘されている。この「連体節+被修飾名詞」の構文が「主題—説明」にできる特徴は、いわゆる「有題的述定」(益岡 1995)の性格である。しかし一方、限定的修飾節は、その性格がなく、「報告書は、「地域文化で日本を元気にしよう！」と題した」に書き換えて理解することはできない。この限定的連体節と非限定的連体節の違いは文を理解する上で重要な概念であるため、これまでは多くの語学研究者に注目されてきた。

一方、日本語教育においては、この「有題的述定」の性格は従来あまり重視されていない。しかし、これは決して無視できることではない。例えば、このような用例がある。

- (3) 「ここに来てから、数々の経験をしてきました。でも、今はまだ、地元の人たちに助けをもらいながら、少しずつ自分の生活を築きつつあるといったところですが…」という住友君は、「今は、いわば青春のやり直し」と、E市の陽光に負けないような明るい顔で語ってくれた。(『上級で学ぶ日本語』p. 86)

上級の教科書から引用した一文一段落の用例である。下線の「(略)という住友君」が非限定的連体節と被修飾名詞に当たる。この文を理解する時に普通はどのような理解方法をするのだろうか。文章・談話には「線条性」という性質がある。最初から一文字ずつ読んでいくのが一般的な読み方である。下線の「(略)という住友君」も同じ方法で理解されることになる。しかし、前に述べたように、非限定的連体節には「有題的述定」という性格があるため、下線の部分は「主題—説明」という理解方法も可能である。少し言葉を足すことが必要だが、(3)は文構造の変化を書き直すと、例えば以下のような文になる<sup>3</sup>。

- (4) 住友君は、「ここに来てから、数々の経験をしてきました。でも、今はまだ、地元の人たちに助けをもらいながら、少しずつ自分の生活を築きつつあるといったところですが…」と言い、さらに、E市の陽光に負けないような明るい顔で「今は、いわば青春のやり直し」とも、語ってくれた。

本来の「～という住本君は、～と語ってくれた」が「住本君は～と言い、～とも語ってくれた」という構文にすることは可能である。

<sup>3</sup> 文の構文を変えることで、連体節と主節との間に隠された意味的關係を補う必要がある。連体節と主節との関係には「対比・逆接」「継起」「原因・理由」「付帯状況」(益岡 1995)がある。日中対訳の問題については今後の課題とするが、8節と10節でもう少し述べる。

このような非限定的連体節の用例は決して特殊な表現ではない。教科書のみならず、小説、社説などにおいても頻繁に使われている。特に、中国語との対訳の観点から考える場合、「(略)と言う住友君」は、「連体節+被修飾名詞」よりも「主題—説明」<sup>4</sup>の方が中国語訳としては自然だと考えられる。「連体節+被修飾名詞」という日本語の構文は、中国語では「主題—説明」になるという点は、日中両語の大きな特徴の一つとして認められる。日本語教育のための文法研究には母語重視<sup>5</sup>という考え方がある。この観点からも、非限定的修飾は中国語母語話者には重要な概念の一つとして位置付けることができる。しかし、日本語教育の現場でどれだけ話題にされているのかが疑問に思う。

以上、本節では、連体節には限定的連体節と非限定的連体節の二種類があること、その中の非限定的連体節は「主題—説明」という構文にできること、この構文は中国語の構文に近いこと、という三点について述べた。語学研究においても日本語教育においても、非限定的連体節が重要なのが分かる。従来では、語学の研究が多く見られるが、筆者の調べた限りでは日本語教育の観点からは話題にされることはない。そこで本稿では、非限定的連体節に焦点を当て、複数の観点から分析・考察することにした。

### 3. 学問背景と本稿の位置付け

3 節では、次節の本論に入る前に、日本語教育のための文法研究という学問背景と本稿の立場を述べる。

言語についての研究は、概ね、言語そのものの研究と、何かに応用するために行われる研究という二種類がある。日本語の文法についての研究も例外ではない。日本語の仕組みを解明しようとする立

---

<sup>4</sup> 「連体節+被修飾名詞」と「主題—説明」はそれぞれ「~的住友君」「住友君説~」の訳になる。

<sup>5</sup> 「三位一体の研究構想」(張 2007)、「母語の知識を活かした日本語教育」(庵 2015)、「学習者の母語を考慮した日本語教育文法」(井上 2005)。

場が文法研究の本来の目的だが、何かに応用するための研究、例えば、日本語教育のための文法研究という立場もある。日本では、この考え方が改めて重視されたのは 2003 年の日本語教育学会の秋季大会である。大会では、「新しい日本語教育文法—コミュニケーションのための文法をめざして—」というシンポジウムが開かれ、それ以来多くの研究者に支持され、多くの研究方法や成果が出されてきている。その一連の研究には以下の大きな流れがある。(王 2018b:59)。

- (5) a. 「コミュニケーション能力」「四つの言語活動」(野田)
- b. 「理解のための文法」(野田)  
        「産出のための文法」(庵)
- c. 「学習者の母語を考慮した日本語教育文法」(井上)  
        「三位一体の研究構想」(張)  
        「母語の知識を活かした日本語教育」(庵)

この三つの流れはそれぞれ、話す、聞く、読む、書くという四技能別の文法、理解か産出のための文法、母語重視の文法、の必要性を主張する考え方である。それを受け、王(2018a)は「運用能力のための語学知識」の概念を提唱し、それを実現するための研究視点として、「理解と産出の関係」「全体的表現と部分的要素」「文脈重視の概念」「ジャンル別の視点」「客観的事実と主観的意見」「具体的形式と抽象的概念」の六点を取り上げている。

本研究では、日本語教育文法の理念に賛同し、非限定的連体節は中国語母語話者には重要な概念と考え、前後の文脈を手掛かりに非限定的連体節を捉える。母語重視と文脈重視を特徴とすることで、その意味では、本稿は、上述した一連の研究の延長線にあると位置付けられる。テキストとしては新聞の代表格となる社説を分析するが、実際の言語の運用の場を分析・考察することにより、連体節についての運用能力の向上につながる提言をし、少しでも日本語教育に貢献ができることを願う。



#### 4. 「限定・非限定」の二つの捉え方

そもそも限定・非限定とは何か。これまではどのように考えられてきたか。本節ではその定義について考えてみる。

先行研究をまとめると、大きく分けて、狭義と広義の捉え方があると考えられる。前者は、本稿を含める従来の一般的な捉え方(金水 1986、益岡 1995)で、連体節には限定的・非限定的という区別があるとしている。一方、後者は、「非限定的」の概念を否定し、すべての連体節は何らかの限定的意味を持つという主張(大島 2010)である。まずは、狭義の一般的な考え方については、『現代日本語文法 6』(2008:84-85)の用例と記述を借りて説明すると以下となる。(下線は原文)

(6) 絶滅の危機にある動物を救おう。

(7) 日本文学の最高峰とも言われる『源氏物語』は、外国でも盛んに研究されている。

2 節でも述べたことだが、連体節の有無が被修飾名詞の指示対象の限定に影響を与えるか否かが限定的・非限定的連体節を区別する基準である。この二例では、例(6)は下線の連体節によって、「被修飾名詞の指示対象が「動物」の中でも絶滅の危機になる動物に(中略)限定され」ることことで、限定的連体節として考えられる。しかし、例(7)は、連体節の内容は『源氏物語』という「名詞の指示対象を限定するためにあるのではない」(p. 85)ため、非限定的連体節として認められる。

一方、大島(2010:35-39)では一般的に考えている「非限定的」の概念を否定し、「限定的」を広い意味で捉え、すべての連体節は何らかの限定的機能があると主張している。その下位概念として「集合限定」と「属性限定」の二種類に分けているが、「集合限定」は従来の「限定」に相当し、「属性限定」は「非限定」とされる用法である。

では、なぜ「非限定」とされてきた用法も、一種の「限定」として考えるのか。以下、論文で挙げられている用例と内容(p. 36、37)を引用し説明する(下線筆者)。

- (8) 漱石が書いた『ぼっちゃん』は今なお愛読されている。(p. 36)
- (9) 「しかし、これらの修飾節と主名詞<sup>6</sup>の間には次のような意味的關係が成立していると考えられる。たとえば a. では主名詞「『坊ちゃん』」が、「『ホトトギス』に掲載された」「青年教師が主人公である」など様々な属性を持っている中から、「漱石が書いた」という属性を取り出している」(p. 37)

例(8)の「漱石が書いた『ぼっちゃん』」には、連体節の「漱石が書いた」と、被修飾名詞の『ぼっちゃん』がある。従来の考えでは、「漱石が書いた」を付けることにより、複数の『ぼっちゃん』から対象がしぼられることなく、また、それが省略されても意味が変わることもないため、非限定的用法として考えられてきた。

しかしそれに対し、(9)の説明で分かるように、『ぼっちゃん』という名詞には、例えば「『ホトトギス』に掲載された」「青年教師が主人公である」「漱石が書いた」と、複数の属性があり、その中から一つの属性が取り出されたとも考えられる。その意味では、「連体修飾節はすべて属性限定の機能、すなわち複数の属性の中からある属性を取り上げる機能を備え」(p. 39)るというのである。

例(8)の「漱石が書いた『ぼっちゃん』」のような連体節について、狭義と広義のとらえ方を改めてまとめるとこうなる。従来の狭義の一般的な捉え方では、「漱石が書いた」の有無が指示対象である『ぼっちゃん』を同定することに影響を与えないことで、非限定的連体節と認める。一方、広義の捉え方では、『ぼっちゃん』は複数の属性があり、「漱石が書いた」があくまでもその中の一つの属性にすぎないため、限定の一種の「属性限定」として認められることになる。

このように、連体節には、「限定・非限定の区別がある」という一般的な考え方と、「すべての連体節には何らかの限定の機能がある」という捉え方があるのが分かる。一般的には、後者よりも前者の立場を取る研究者がほとんどで、非限定連体節に注目した関連研究も

---

<sup>6</sup> 先行研究では、「被修飾名詞」のことを「主名詞」と呼ぶことがある。本論文では、引用以外の内容では、「被修飾名詞」の用語で統一する。

多い。本研究も、「有題的述定」が中国語母語話者に大きな意味があると考え、日本語教育において非限定的連体節の用法は大事だという立場である。しかし、後者の視点も無視できない。その重要性を示唆する現象もある。本節の最後で指摘しておきたい。

限定的連体節に言及する研究の中に庵ほか(2001)がある。その中で「制限的名詞修飾」「非制限的名詞修飾<sup>7</sup>」の区別があるため、基本的には、従来の狭義の捉え方として考えられる。しかし、限定的連体節についての説明を見ると、大島(2010)の属性限定に通じる部分がある。(下線筆者)

(10) 制限的名詞修飾節はいくつかある名詞句の中から条件に合ったものを選び出すときに使われます。例えば、(1)は様々な「動物」がいる中から「絶滅の危機に瀕している」という条件にかなうものを選び出している。(p. 387)

ここの「いくつかある名詞句の中から条件に合ったものを選び出す」は上記の(9)の「様々な属性を持っている中から、(略)という属性を取り出している」と同じ概念である。それに、「ペットとして飼われている」「絶滅の危機に瀕している」「飼い主に捨てられた」「日本に古くからいる」という条件も挙げられ、その中から「絶滅の危機に瀕している」という条件にかなうものを選び出すとの説明内容が続いている。

上記の(9)と(10)の説明内容は、それぞれ非限定的連体節(集合属性)と限定的連体節についての説明ではあるが、応用する内容は全く同じ考え方である。何れも、様々な「条件/属性」から一つを選び出すことで、共通する部分がある。この現象は、すべての連体節には限定の意味があるとも考えられることを裏付けることになる。このことを大事にしておきたい。

---

<sup>7</sup> 「制限的・非制限的」は本稿で言う「限定的・非限定的」に当たる。

## 5. 限定・非限定の判定方法

これまでは限定・非限定については狭義と広義の捉え方があり、本稿は一般的な狭義の捉え方という立場だと述べた。では、实例に即して考えると、どのような用例が限定的なのか、また、どのような用例が非限定的なのか。この二点については、『現代日本語文法 6』(2008:85)はこう述べている。(下線筆者)

- (11) 限定的名詞修飾節によって修飾されるのは、文脈上で、単独では指示対象が同定できない名詞である。「動物」「子どもたち」「人」などの普通名詞はこのような性質をもつ。
- 非限定的名詞修飾節によって修飾されるのは、名詞修飾節に頼らずに指示対象が同定できる名詞である。「源氏物語」などの固有名詞や「日本」「月」などの唯一存在事物を表す名詞、「私」「きみ」「彼」などの人称を表す名詞、「自分」という名詞などである。

上記の内容からは、二つの判断方法があるのが分かる。一つは、被修飾名詞の品詞による方法で、もう一つは、同定できるかどうかという方法である。前者は後者よりも単純明快なため、まずは、それについて以下にまとめておく。

- (12) 限定的：被修飾名詞が普通名詞。

非限定的：被修飾名詞が固有名詞、唯一存在事物、代名詞。

つまり、被修飾名詞が「山／川／車／学校」といった普通名詞が限定的連体節になるが、一方、「富士山／隅田川／日本／太郎／私」といった固有名詞、唯一存在事物、代名詞の場合は非限定的連体節となる。

このように、限定的かどうかの判断は、基本的にはある程度品詞に頼ることは可能である。しかし、それだけでは判断がつかない場合もある。そのためか、少し抽象的な判断基準となるが、連体節がなくても指示対象が同定できるかどうかという視点も必要になってくる。上記の(11)の「単独では」「名詞修飾節に頼らずに」が示すように、連体節がなくても被修飾名詞の特定に影響を与えない場合は

非限定的であり、そうでない場合は限定的になる。

この判定方法について最初に言及したのは金水(1986:606-607)である。その中の用例を引用し説明する。

(13) 人のために尽くす心が大切だ。

(14) すぐにかつとなる彼の性格は昔のまま変わらない。

この二例の連体節がどのような機能があるのかについて考えるためには、「その連体成分を取り去った時の主文の意味の差を見るとかわり分かってくる」。(13)は「心が大切」になり、「文の意味が全く違ってくる」が、一方、(14)の「彼の性格は昔のまま変わらない」は「ほぼ同じことを表している」(p. 607)という。また、次の二例も挙げられている。(下線筆者)

(15) どの映画を見ようかと家族で相談した結果、今回は息子が好きな映画を見ることにした。

(16) 日曜日に何をしようかと家族で相談した結果、今回は息子が好きな映画を見ることにした。

この二例には同じく「息子が好きな映画」が使われている。「映画」が普通名詞という基準からは、一見して何れも限定的連体節として考えられるが、しかし、連体節を省略し理解する場合、前者は「極めて奇妙な文連続となるのに対し」、後者は「まったく申し分のない文連続である」(p. 607)ため、(16)は非限定として考えられる。

このように、金水(1986)では、連体節を省略することで、「文の表す意味がまったく違ってくる」か、「奇妙な文連続となる」か、という判断基準を提示している。このことは、言い換えると、『現代日本語文法 6』(2008:85)で言う「単独では」「名詞修飾節に頼らずに」になる。両者に通じる部分があり、限定か非限定かの判断基準の一つにあると考えられる。

## 6. 限定から非限定への移行一文脈の観点から一

本節では、5 節を踏まえ、限定・非限定の認定についてももう少し踏み込んで考えてみる。先行研究に述べられていることを改めてま

とめると以下となる。

- (17) 被修飾名詞が普通名詞は限定的で、固有名詞、唯一存在事物、代名詞の場合は非限定的である。但し、文脈によっては移行することがある。

被修飾名詞の品詞が判断基準となるが、(16)の「息子が好きな映画」のように、文脈によっては普通名詞が非限定的になることもある。では、どのような文脈がこの移行の現象を起こすのか、(11)の「文脈上」は実際にはどのようなことなのか。そこでは、本節では、社説に多く見られる「限定から非限定への移行」の現象について考えてみる<sup>8</sup>。調査の結果、「句」「文」「連文」「文章・談話」のレベルの現象があるのが分かった。用例を四つ挙げて説明する。

- (18) 世界の成長センターと言われるこの地域の将来図を描こう  
というときに、大きなマイナスになるのは間違いない。(A02)

- (19) 名古屋刑務所で4年前、受刑者が消防用ホースで放水されて死亡した事件で、特別公務員暴行陵虐致死罪に問われた副看守長らに対し、名古屋地裁が有罪判決を下した。(M05)

- (20) 暗殺をシリアのしわざと見せかける陰謀があったとしても不思議ではない。

だが、事件について独立調査委がまとめた報告書は、数々の証言や客観的証拠に基づいてシリアとレバノンの治安機関などの関与を指摘している。(M02)

- (21) 見出し：[大阪市長選]「『大きな市役所』の手術が肝心だ」  
書き出し：税金を浪費してきた「大きな市役所」に、どうメスを入れるのか。これからが肝心だ。(Y28)

この四例の点線は連体節で、直線は被修飾名詞に当たる。「地域／副看守長ら／報告書／市役所」は普通名詞だということで、最初

---

<sup>8</sup> 限定・非限定の相互移行は、『現代日本語文法 6』(2008:86)にも指摘されているように、本稿で述べた限定から非限定への移行のほかに、非限定が限定になる場合もある。「時間的に」「空間的に」または複数の人物から限定するという理由による現象だが、今回の調査では十分な用例を集めることが出来ず、詳しい分析・考察は今後の課題とする。

の判断基準では、連体節を付けることで、様々な「地域／副看守長ら／報告書／市役所」から指定対象がしぼられると考えられなくもない。前後の文脈を無視し、連体節の内容だけをみると、確かに一見して限定的連体節には見える。

しかし、一方、実は非限定的ではないかというヒントもある。連体節のある文に止まらずに先行文脈の内容を入れて考えると、仮に連体節を省略しても、文の意味に大きな影響を与えることも考えにくい。更に、例(18)で言うと、「世界の成長センターと言われるこの地域」が「この地域は世界の成長センターと言われる」にして理解することができるように、非限定的連体節を持つ「有題的述定」の性格もある。省略可能と「有題的述定」の性格、この二点から考えると、これらの用例は被修飾名詞の品詞とは関係なく、限定的というよりも、非限定的連体節として考えられる用例である。

では、本来は限定の機能を持つはずだった連体節に、なぜその限定的機能がなくなるのか。ヒントは句、文、連文、文章・談話のレベルにある。波線の内容が連体節の代わりに限定の機能を果たしていると考えられるからである。

(18)は、名詞句の「この地域」に「この」があり、連体節がなくても自ずと限定がかかる。また、(19)は同じ文に、(20)前の文脈に、(21)は社説の見出しに「名古屋刑務所」「暗殺」「大阪」があり、それを受けて、連体節の内容がなくても、被修飾名詞が普通名詞で指定対象が具体的でなくても、文脈にある情報により自然と「(名古屋刑務所の)副看守長ら」「(暗殺の)報告書」「(大阪市役所という)大きな市役所」であることが理解できる。

このように、(18)(19)(20)(21)はそれぞれ同じ句・文、先行文脈、見出しに、被修飾名詞を限定する内容があるため、連体節の限定の機能が失われると考えられる。先行研究が言う「文脈上」の要素とは、句、文、連文、文章・談話レベルがあるということは、ここでまず確認しておきたい。

次に、連体節の限定的機能の喪失を引き起こす具体的な原因とし

てどのようなことが考えられるのか。5 節の例(16)を合わせてもう少し述べる。

例(18)(19)(20)(21)のこの四例については、まず、(18)は「この地域」と、(21)は「(大阪市役所という)大きな市役所」とあり、それぞれ指示詞と引用句による限定となる。(19)(20)は「(名古屋刑務所の)副看守長ら」「(暗殺の)報告書」とあるが、先行文脈の話題の一部を引き継ぐことで、旧情報による限定として考えられる。しかし、指示詞、引用句、旧情報と、この三つの原因では金水(1986)が指摘する例(16)は解釈できない。「日曜日に何をしようかと家族で相談した結果、今回は息子が好きな映画を見ることにした」はもちろん文レベルの要素により非限定的になるが、その理由は別にあるようである。「何をいしようか」は言い換えれば「どのレジャーにしようか」という意味にもなる。その下位概念として映画、買い物、食事、ドライブなどが考えられる。「何(どのレジャー)」→「映画」という語彙レベルで既に限定の機能が加わる。そのため、「息子が好きな」の有無が限定の意味に影響を与えなくなる。この用例は、上位概念から下位概念へと絞っていくということで、仮に下位概念による限定として考えられる。このように、指示詞・引用句・旧情報・下位概念による限定があると認められる。その限定の機能は、先行文脈と被修飾名詞と間の文法的・意味的關係により果たされるため、本来連体節が果たすはずだった限定的機能の喪失を引き起こす。これが、句レベルでは限定的に見える用例でも、文脈の観点から見ると、非限定的になる根本的な理由として考えられる。

## 7. 限定から非限定への移行—語用論的観点から—

6 節では、言語的文脈の観点から限定から非限定への移行について述べた。本節では、同じく限定から非限定への移行の現象について、言語化されていない語用論的観点から更に考えてみる。以下の用例がある。

(22) 巨大地震が起きても、原子力発電所の安全性にいたずらに不



安を抱く必要はない、ということだろう。

東北電力が、宮城県沖で発生が予想される地震により、女川原子力発電所がどんな影響を受けるかを評価した報告書を、経済産業省原子力安全・保安院に提出した。(Y27)

まずこの例について三つのことを確認しておく。被修飾名詞の「地震」が普通名詞であること、連体節の「宮城県沖で発生が予想される」が省略されても文の意味に影響を与えることはないこと、少々書き換えが必要だが「地震の発生は宮城県沖で予想される」にして理解できること。最初の一点目の普通名詞からは、この例は限定的連体節という判断になる。しかし、省略可能と「有題的述定」の性格という他の二点を考えると、非限定的機能という判断になる。例(22)は、一見して限定的だが、実質的には非限定的な機能を持つ用例として認められる。この点は、6節の(18)～(21)と同じである。しかし、異なる部分もある。6節の四例は言語的文脈にヒントがあるのに対し、ここではヒントになる内容が言語的文脈にない。では、この例はどのように理解されているのか。

ここで問題となるのは、後続文脈にある疑問節の「宮城県沖で発生が予想される地震により、女川原子力発電所がどんな影響を受けるか」である。主語に当たるのは「女川原子力発電所」だということ、ここでは、「女川原子力発電所」への影響が話題だということに注目したい。このことから、先行文脈の「地震」は他の所ではなく、女川原子力発電所に近い地震になる、ということが推測できる。つまり、言語的文脈に被修飾名詞の「地震」を限定するヒントはないが、語用論的推論により、「地震」の意味が限定されてくるのである。この点は、前節の四例と明らかに異なる。

語用論的推論により被修飾名詞の意味が限定的になる用例をもう一つ挙げる。

(23) 京都市で 16 日行われた日米首脳会談で小泉純一郎首相とブッシュ大統領は日米同盟の維持・強化を改めて確認し、「世界の中の日米同盟」を強くアピールした。日米安保体制を基

盤とした両国の協力関係の発展はアジア太平洋地域の平和、安定に必要である。問題は、その同盟関係をいかに有効に機能させるかだ。(M17)

社説の書き出しの用例である。まず、例(22)同様、三つのことを確認しておく。被修飾名詞の「日米首脳会談」が普通名詞であること、連体節の「京都市で16日行われた」が省略されても意味が変わらないこと、有題的述定という性格を持ち、「日米首脳会談は京都市で16日行われた」にして理解することが可能であること。この三点からは、この例も一点目の普通名詞を考えれば一見して限定的だが、ほかの二点からは、実質的には非限定的機能を持つ用例だということが分かる。

この社説の見出しは、「日米首脳会談 共感を得てこそその同盟だ」である。見出しには被修飾名詞の「日米首脳会談」を限定するヒントがなく、また、書き出しということで、先行文脈も勿論存在しない。では、なぜこの例は、限定から非限定へと移行したのか。このことは、「最近の出来事」を前提とする新聞の社説という性質による結果と思われる。本来は被修飾名詞の「日米首脳会談」が「京都市で16日行われた」により、これまで何回もあった会談からこの「最近の会談」に限定されてくるが、しかし、社説というのは「最近の出来事」という前提があるから、ここの「日米首脳会談」は自動的に「最近の会談」という解釈になる。その影響を受け、連体節の「京都市で16日行われた」は「他の時期に行われた」会談と区別するという限定の機能を無くすことになる。

このことは、社説と教科書や雑談との違いを考えると更に明らかになる。仮に社説以外のジャンルで「日米首脳会談」を話題にする場合、「最近の出来事」という前提がなくなるため、「日米首脳会談」だけでは具体性がなく、「いつ行われた日米首脳会談」というのを限定する必要がある。このことから、社説の例(23)の「京都市で16日行われた日米首脳会談」が非限定的だということを裏付けることができる。

## 8. 非限定という構文の理由

2 節で述べたように、非限定的連体節には「有題的述定」という性格があり、「主題—説明」の構文も可能だということは先行研究により指摘されている。しかし、なぜ「主題—説明」でなく、「連体節＋被修飾名詞」の構文なのか。8 節では、それについて述べる。

まず、一つ目の理由としては、「連体節＋被修飾名詞」という選択肢しかなかったということが挙げられる。以下の用例で説明する。

- (24) 念願の初入閣で重責に挑む安倍氏に、世論の支持は大きな支えになりそうだ。(A03)
- (25) 普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場したインターネット検索のグーグル社は、創業者などが議決権が 10 倍で非上場の複数議決権株式を保有し、敵対的買収に鉄壁の防衛策を構築している。(Y24)
- (26) 世界で 4 千万人を超す死者を出した 1918 年のスペイン風邪、57 年のアジア風邪、68 年の香港風邪。いずれも、鳥のウイルスから転じた新型のインフルエンザウイルスが原因だった。(A04)
- (27) その一方で、この人事からはずれたポスト小泉候補がいる。中国との関係を重視し、首相の靖国参拝に批判的だった福田元官房長官だ。(A11)

何れも非限定的連体節の用例である。まずは、下線の「連体節＋被修飾名詞」の部分だけに注目する。「有題的述定」の性格を考えると、名詞句レベルでは、この三例は何れも「主題—説明」の構文にすることができる。それぞれ「安倍氏は念願の初入閣で重責に挑む」「インターネット検索のグーグル社は普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場した」「1918 年のスペイン風邪は世界で 4 千万人を超す死者を出した」「福田元官房長官は中国との関係を重視し、首相の靖国参拝に批判的だった」にして理解することはできる。

しかし、句レベルではなく文・連文レベルで考えると、少々の書き換えが必要だが、(24)(25)は「主題—説明」にすることができる

のに対し、(26)(27)はできない。

- (28) 安倍氏は念願の初入閣で重責に挑むが、彼には、世論の支持は大きな支えになりそうだ。
- (29) インターネット検索のグーグル社は普通株を昨年、米国ナスダック市場に上場したが、最近では創業者などが議決権が10倍で非上場の複数議決権株式を保有し、敵対的買収に鉄壁の防衛策を構築している。
- (30) ( ? ) 1918年のスペイン風邪は世界で4千万人を超す死者を出したが、57年のアジア風邪、68年の香港風邪。いずれも、鳥のウイルスから転じた新型のインフルエンザウイルスが原因だった。
- (31) ( ? ) その一方で、この人事からはずれたポスト小泉候補がいる。福田元官房長官は中国との関係を重視し、首相の靖国参拝に批判的だった。

この四例からは、まず最初の結論が得られる。非限定的連体節は、「有題的述定」の性格があり、句レベルでは、「主題—説明」にして理解することはできる。しかし、文・連文のレベルで考えると、「主題—説明」の構文に直せる場合がある一方、構文上の制限で、「連体節＋被修飾名詞」の構文しか選択肢がない用例もある。

次の問題として、(24)(25)の構文には、「連体節＋被修飾名詞」と「主題—説明」という二つの選択肢があるのに、なぜ「連体節＋被修飾名詞」の構文なのか、なぜ「主題—説明」ではないのか。このことについては、「構文的冗長性の回避」(山田 2004)という理由が指摘されている。(24)(25)と(28)(29)を比べて分かるように、本来の構文の方が簡潔で、書き換えた後の内容が冗長になる。このことはすでに指摘されているため、ここではこれ以上触れないこととする。

本節では、連体節という構文の理由の観点から、「連体節の構文しか選択肢がない」場合と、「構文の冗長性の回避」の場合があることに述べた。このことは、日中対訳にも影響を与える。「構文の冗長性

の回避」の用例は、例えば例(4)(28)(29)のように、文・連文レベルでも「主題—説明」の構文にできるため、被修飾名詞をそのまま文頭に持ってくると共に、連体節と主節の間に隠れていた意味関係を補足すれば、構文上は中国語訳としても成立する。問題は「連体節の構文しか選択肢がない」用例である。句レベルでは「主題—説明」の構文にはできるが、例えば、例(26)(27)のように文・連文レベルではできないため、日本語のみならず中国語の構文も連体節の構文しか選択肢がない。このような用例は、連体節の長さ（情報量・語彙数）によっては、中国語訳が問題になることがある。連体節が短い場合はそのままの構文で「～的＋被修飾名詞」の中国語訳にできるが、情報量・語彙数が多い場合は「～的＋被修飾名詞」のままだと翻訳調の中国語訳になる。この点については今後の課題として指摘しておく。

## 9. 話題の観点からみる前後文脈との関係

本節では、話題のつながりという観点から、非限定的連体節と前後文脈との関係について述べる。

### 9.1 先行文脈からの話題継承

まずは、先行文脈との関係についての二例を挙げる。

(32) しかし、その一方で強権的な手法への批判も強く、3期目の途中に側近の買収事件などで失脚。国際会議の帰路、立ち寄った日本で、そのまま事実上の亡命生活に入っていた。

強引な統治を続けたフジモリ氏にいま復帰待望論が高まっているのは、それだけトレド現政権への不満が根深いということだろう。農村や都市の貧困層に支持が多いという。最近の世論調査では、中道右派陣営の女性党首らとともに同氏の支持率は現職を上回った。(A09)

(33) 内閣が改造されて最初の経済財政諮問会議が開かれる。小泉政権になってから、経済財政相として会議の仕切り役を務めてきた竹中平蔵氏が総務相に横滑りし、自民党政調会長だっ

た与謝野馨氏が後を継いだ。(A09)

この二例の点線の連体節とその先行文脈と関係に注目したい。(32)の「強引な統治」は「強権的な手法」の類義表現で、(33)の「経済財政相として会議の仕切り役」の「会議」は「経済財政諮問会議」の同義語である。何れも繰り返し語句を利用し、先行文脈の意味を繰り返している。前の文脈から一つ的话题を引き受けることで、内容的には何らかの関連性を持つことになる。そのため、連体節の内容が述部ではなく、先行文脈に近い文頭に引っ張られてきたと思われる。このように、先行文脈との関連性においては、「先行文脈からの話題継承」というがあると認められる。

## 9.2 後続文脈の内容への導入

次は後続文脈との関連性についての二例を挙げる。

(34) 民主党は当初、事件への関与を全面否定する西村容疑者の言い分を、うのみにしていた。問題への認識が甘かった、と批判されても仕方がない。(Y29)

(35) 対案路線を掲げる前原誠司民主党代表が就任してから2カ月近くになる。自民党との違いに力点を置くと追及一点張りの旧来スタイルに陥りかねず、対案に固執すると与党に丸のみされる。その間合いをどう取るかに苦慮しているようだ。(M14)

この二例の連体節の内容は、前ではなく、後の文脈と何らかの関連性を持つと考えられる。文章の内容を波線の「問題への認識」「対案に固執すると」という後続文脈の内容をスムーズに導入するために、点線の連体節の内容が書かれていると考えられる。この後続文脈との関連性から導き出された働きについては、益岡(1995:143)が指摘する「名詞の文脈への導入」とも関連性がある。しかし、例(35)の条件節の「対案に固執すると」という条件節もあるように、連体節と後続文脈との関係は、後続文脈の主題に使われる名詞に止まらないのが分かる。

このように、話題の継承や導入のために連体節が使われることが

ある。このことを「構文的冗長性の回避」(山田 2004)を合わせて考えると、連体節には「先行文脈からの話題継承」「後続文脈の内容への導入」「構文的冗長性の回避」という機能があることが指摘できる。非限定的ということでは被修飾名詞の指示対象の同定には影響を与えないが、しかし、前後の文脈の話題との関連性や構文の冗長性においては積極的な文章機能がある。大事にしておきたい。

## 10. 日本語教育への提言と今後の課題

ここまでは、統語論、語用論、文章研究、日中対訳の観点から、非限定的連体節について複数の視点により分析を行ってきた。それらを踏まえ、本節では日本語教育のための文法研究という立場から日本語教育への提言と今後の課題について私見をまとめる。

複文の一つである連体節について考える場合、非限定的連体節は「有題的述定」という性格があり、「連体節＋被修飾名詞」を「主題—説明」にして理解することができる。特に、「主題—説明」という構文は中国語の表現に近く、日本語教育のための文法研究の観点からも、中国語母語話者には非限定的連体節の概念は非常に重要である。しかし、日本語教育現場では重視されているとは言いがたい。本稿では、先行研究の成果と本稿の分析・考察を踏まえ、非限定的連体節について教育現場への参考として以下のような提言をする。

- (36) a. 被修飾名詞が普通名詞の場合は限定的で、固有名詞、唯一存在事物、代名詞は非限定的連体節となる。
- b. 普通名詞でも言語的文脈や語用論的推論により非限定的になることがある。
- c. 非限定的連体節は、句レベルで「主題—説明」にして理解できるが、文・連文レベルではできない用例もある。
- d. 句・文・連文レベルで「主題—説明」にできる用例の中国語訳は、「主題—説明」にした場合、隠された意味的關係を補う必要がある。
- e. 非限定的連体節には、「構文的冗長性の回避」「先行文脈か

らの話題継承」「後続文脈の内容への導入」という積極的な文章機能がある。

以上は、本稿からの提言である。しかし、日中対訳についての課題も残る。8節に述べたように、「連体節＋被修飾名詞」の構文を「主題－説明」にできる例文がある。このような例文は、本来は、連体節と主節との間に、「対比・逆接」「継起」「原因・理由」「付帯状況」（益岡 1995）という意味的關係が存在する。「主題－説明」にすると同時に、その隠された意味的關係を示す言葉を補うことも必要となる。この点については、日中対訳のことにも通じて言える。「対比・逆接」「継起」「原因・理由」「付帯状況」を示す言葉を足す必要がある。しかし、その一方、例(26)(27)のように「連体節＋被修飾名詞」しかない構文もある。また本稿の課題でない限定的連体節の用例もある。これらを含めて、連体節の日中対訳の、限定・非限定の視点による全体的分析・考察が、母語重視という日本語教育文法の観点からも必要かと思われる。今後の課題とする。

## 11. おわりに

本稿では、限定的・非限定的連体節が日本語学や日本語教育において重要な概念として考え、全国紙の三社の社説を対象に、先行研究での二つの捉え方、限定・非限定の判定方法、限定から非限定への移行、非限定の構文の理由、前後文脈との関係、日本語教育への提言という視点から分析・考察を行った。主な結論は以下となる。

- a. 非限定・限定とは何かについては、先行研究では広義と狭義の捉え方がある。
- b. 被修飾名詞が普通名詞の場合、言語的文脈や語用論的推論によって、非限定的になることもある。
- c. 非限定的連体節が使われる理由には、「構文的制約」と、「冗長性の回避」の二つがある。
- d. 連体節の内容は、「先行文脈からの話題継承」と、「後続文脈の内容への導入」の二つの働きがある。



文脈重視の観点から限定・非限定的連体節についての分析・考察は以上のようにある程度の結果が得られた。日中対訳にどう生かせるかという課題は残るが、文脈重視・母語重視ということで、研究成果は「運用能力のための語学知識」(王 2018a)の主張の一つの結果として位置付けられる。10節の日本語教育現場への提言と11節の主な結論は、日本語教育のための文法研究や、日本語教育現場に少しでも貢献できることを願う。

### 参考文献 (筆者名五十音順)

- 庵功雄、高梨信乃、中西久実子、山田敏弘(2001)『中上級を教える人のための日本語文法ハンドブック』東京：スリーエーネットワーク
- 庵功雄(2015)「中国語話者の母語の知識は日本語学習にどの程度役立つか—「的」を例に一」『漢日語言対比研究論叢』7、pp. 165-173
- 井上優(2005)「学習者の母語を考慮した日本語教育文法」『コミュニケーションのための日本語教育文法』くろしお出版、pp. 83-102
- 王世和(2018a)「日本語教育のための文法研究」『東呉日語教育學報』50、pp. 1-27
- 王世和(2018b)「文脈重視の日本語教育文法の研究—テイルの用法を例に一」『台灣日語教育學報』30、pp. 110-136
- 大島資生(2010)『日本語連体修飾節構造の研究』東京：ひつじ書房
- 金水敏(1986)「連体修飾成分の機能」『松村明教授古稀記念 国語研究論集』東京：明治書院、pp. 602-624
- 張麟声(2007)『中国語話者のための日本語教育研究入門』大阪公立大学共同出版会
- 益岡隆志(1995)「連体節の表現と主名詞の主題性」『日本語の主題と取り立て』東京：くろしお出版、pp. 139-153
- 山田敏弘(2004)「非限定的名詞修飾の機能」『岐阜大学国語国文学』

### 考察対象

例文は朝日新聞、毎日新聞、読売新聞の2005年11月の社説から引用したもので、例文の後の括弧内のローマ字（A、M、Y）と数字は新聞社と日にちを意味する。

### 謝辞

本論文は、106年度科技部補助專題研究計畫「探討非言語要素的談話機能」（計畫番号 MOST106-2410-H-031-040-）による研究成果で、博報財団「国際日本研究フェローシップ」の研究助成により日本に招聘されていた間に分析・考察を行ったものである。ここに感謝の意を表す。

台湾日語教育學報第32号